



あなたの家は大丈夫？

今から考える住まいのこれから

実家や持ち家の今後について考えたことはありますか。管理のできない空き家にしないために、元気なうちからいろいろ考えておくと、選択肢の幅が広がります。「困った!」「しまった!」が起こる前に、早めの対策を始めませんか。自身のために、地域のために、あなたの空き家問題を一緒に考えます。

こんなお悩み、
ありませんか？



Q. 空き家の草や木が
伸びてきて困っている

A. 樹木の伐採や維持管理に関する協定団体をご紹介します。そのほか近隣の空き家のことでお悩みの方は、空家総合相談窓口へご相談ください。現場を確認します。
なお、所有者の方は、放置していると近隣へ迷惑がかかります。トラブルの原因にもなるため、適切に管理しましょう。



Q. 親から相続した家を
そのままにしているけど、
どうしたらいいの

A. 人が住まなくなると家が傷んで資産価値が下がるとともに、管理コストも増大します。専門家のアドバイスがほしい場合は空家総合相談会をご案内します。

Q. 使わなくなった
持ち家を活用したい

A. リフォームして賃貸したり、家を解体して土地を活用したりする方法があります。
公益目的で活用したい場合は、区のマッチング事業がありますのでご相談ください。



Q. 高齢になって
持ち家の将来が心配

A. 相続や活用方法について家族としっかり話し合っておきましょう。遺言などの方法もあります。判断能力の状態によっては、成年後見制度が必要になる場合もあります。



お悩み解決!

空家総合相談窓口

☎5744-1348

FAX 5744-1558

空き家に関するさまざまな相談をお受けしています。

区役所本庁舎7階 建築調整課住宅担当内 ※土・日曜、休日を除く

空家総合相談会

毎月1回開催

建築・法律・不動産・福祉の専門家が空き家のお悩みごとに総合的に応えます。

▶日時 第2木曜(8月は第2水曜)、
午後2時～4時10分 ※1組30分

▶会場

区役所本庁舎ほか

▶申込方法

空家総合相談窓口(☎5744-1348)へ電話

住まいの将来を一緒に考えませんか？私たちがお手伝いします

東京司法書士会大田支部長 鈴木淑宏相談員

空き家になるきっかけの1つに「相続」があります。将来空き家にしないために、今ある家をどのように次世代に引き継ぐか決めておくことが大切です。ご自身やご家族の相続問題、相続後の自宅の空き家対策などのご相談にお応えします。

空き家は放っておくと、その分だけ負担がかかりますので、早いうちから準備しましょう。空家総合相談会では多様な職種の専門家がおりますので、お気軽にご参加ください。



問合先 建築調整課空家対策担当 ☎5744-1301 FAX 5744-1558